

## 秋田未来物流協議会 設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 地域産業の発展に必要な不可欠な物流分野において、将来的にもその持続可能性を確保するため、関係団体・機関等が現状や課題を共有し、その課題解決に向けて幅広く意見・情報交換等を行い、今後必要となる多様な輸送モードの確立等に向けた取組策を検討・実施するため、「秋田未来物流協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、以下の事項について、協議するものとする。

- (1) 物流の現状・課題・取組等に関すること
- (2) 「秋田の未来の物流を考える協議会」(令和元年11月から令和4年3月まで)の活動成果の推進
- (3) その他関連する事項

### (組 織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体・機関等の代表をもって構成する。  
(以下「会員」という。)

### (会 長)

第4条 協議会に会長を置き、会員の中から互選する。  
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

### (会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し開催する。  
2 やむを得ない理由により、会議に出席できない会員は、その指名する者を代理人として出席させることができる。  
3 協議会は、必要に応じ、関係者をオブザーバーとして参加させ意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、秋田県産業労働部商業貿易課内に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(別 表)

(令和6年6月30日現在)

秋田未来物流協議会 会員

	協議会会員	役 職	氏 名	備考
1	六郷小型貨物自動車運送株式会社	代表取締役社長	近藤 哲泰	
2	新日本海フェリー株式会社秋田支店	支店長	高橋 政志	
3	全日本空輸株式会社秋田支店	支店長	小谷 浩	
4	日本貨物鉄道株式会社東北支社北東北支店	<u>副支店長</u>	石郷岡 俊	※変更
5	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社	支社長	井料 青海	
6	<u>秋田海陸株式会社</u>	<u>代表取締役社長</u>	<u>西宮 公平</u>	※加入
7	詩の国秋田株式会社	代表取締役社長	伊藤 晋宏	
8	全国農業協同組合連合会秋田県本部	県本部長	<u>椎川 浩</u>	※変更
9	<u>株式会社伊徳</u>	<u>代表取締役社長</u>	<u>塚本 徹</u>	※加入
10	秋田県倉庫協会	会長	西宮 公平	
11	秋田県商工会議所連合会	会長	辻 良之	
12	秋田県中小企業団体中央会	会長	藤澤 正義	
13	秋田県トラック協会	<u>顧問</u>	赤上 信弥	※変更
14	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局	支局長	<u>會田 光</u>	※変更
15	国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所	所長	荒川 圭	
16	県観光文化スポーツ部交通政策課	課長	<u>信太 博之</u>	※変更
17	県農林水産部販売戦略室	室長	<u>小林 文夫</u>	※変更
18	県建設部港湾空港課	課長	<u>備前 亨</u>	※変更
19	県産業労働部商業貿易課	課長	安田 路子	